

トレッキング用ポールの認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method for Trekking-Poles

1. 基準の目的

この基準は、トレッキング用ポールの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、登山、ハイキング等に使用するポール（以下「トレッキング用ポール」という。）について適用する。

3. 形式分類

トレッキング用ポールの形式分類は次のとおりとする。

A形：標準的なシャフトを用いているもの

B形：A形と比較して軽量シャフトを用いているもの

4. 安全性品質

トレッキング用ポールの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1.トレッキング用ポールの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合、組立等は良好であること。</p> <p>(3) グリップを有すること。</p> <p>(4) 石突きの先端部が鋭利になっているものにあつては、保護キャップが附属されていること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 目視により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p>

<p>2.伸縮機構</p>	<p>2.伸縮機構を有するものにあつては、伸縮機構のシャフト軸方向に300Nの力を加えたとき、破損、滑り等が生じないこと。</p>	<p>2.図1に示すように、伸縮機構部を長さ200mmで切り出して、軸方向に力を加えて確認すること。</p> <p>ただし、ラチェット方式以外の伸縮機構を有するものにあつては、次のとおりとする。</p> <p>シャフトを回転させ摩擦力を生じさせるものにあつては、2 Nm のトルクで、締め付ける及び緩ませる操作を10回繰り返した後、1 Nm のトルクで締め付けた状態で確認する。</p> <p>シャフトに取り付けたカムレバーを操作し摩擦力を生じさせるものにあつては、カムレバーの指掛かり位置に200Nを上限とした力を加えて固定した状態で確認する。</p> <p>及び 以外のものにあつては、使用実態及び操作実態を勘案した固定状態で確認する。</p> <div data-bbox="970 913 1257 1339" data-label="Diagram"> </div> <p>図1：伸縮機構滑り試験</p>
<p>3.強度</p>	<p>3.トレッキング用ボールの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ストラップを有するものにあつては、ストラップをシャフト軸下方向に350Nの力で引っ張ったとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>ただし、ここでいう「ストラップ」とは、手首に帯状の</p>	<p>3.次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図2に示すように、ストラップを350 Nの力でシャフト軸に対し下方向に引っ張り確認すること。</p>

ものを廻して体重を掛けて使用することを意図したものをいう。

(2) バスケットを有するもの
にあつては、バスケットを
750 N の力で押し込んだと
き、各部に破損、外れ、使用
上支障のある変形等がないこ
と。

(3)
(a) シャフトの軸方向に圧縮力を加えたとき 400 N まで力を加えることができ、かつ、力を取り除いたとき、永久変形がないこと。
(b) A 形にあつては、(a)に続けて再び圧縮力を加え続けて破壊したとき、その破壊は危険な状態でないこと。
ただし、力を加える上限

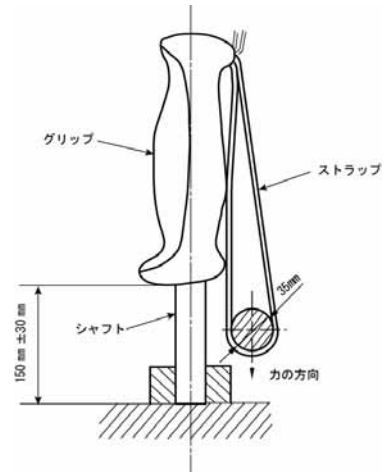


図 2 : ストラップの取付強さ試験

(2) 図 3 に示すように、バスケットを 750 N の力でシャフト軸に対し下方向に押し込み確認すること。

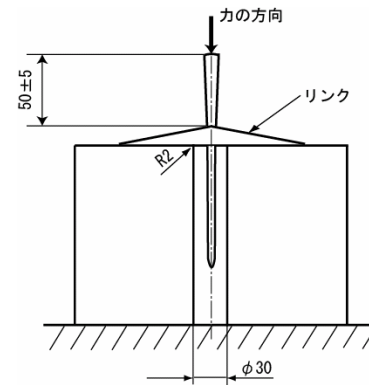


図 3 : バスケットの取付強さ試験

(3) 図 5 に示すように、シャフトを最大長さに調節し、軸から 10 mm 離れた箇所の軸方向に力を加えて確認すること。

は、軸方向に 600N 又はシャフト全長の 3/4 まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階を上限とする。

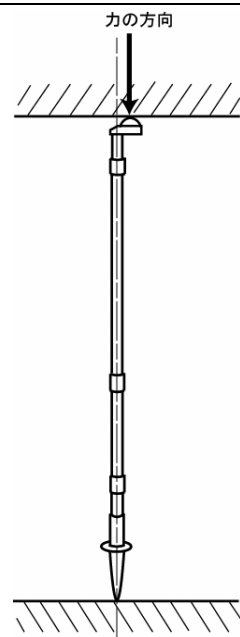


図4：シャフトの軸方向圧縮力試験

5. 表示及び取扱説明書

トレッキング用ポールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。(ただし、製品本体の表示が包装外表面から見る事ができる場合は除く。)</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) ハイキングや登山以外の用途に使用しない旨。</p> <p>(4) 軽量型：極めて大きな力が加わった場合には破断するおそれがある旨。(B形に限る)</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(2)～(6)の事項については安全警告標識()を併</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や目立つ色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであること。(2)～(4)の事項については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 用途によって必要な性能が異なるので、高齢者の歩行補助や松葉杖などの医療用の用途に使用しないこと。転倒などの原因となる旨。</p> <p>(3) シャフトに使用されている材料の特性から極めて大きな力がシャフトに加わった場合、瞬時に破断することがある旨。(B形に限る)</p> <p>(4) 長さの調節の際に十分に締め付けてもシャフトが縮むことがあるので注意すること。大きな段差で使用したときや、長時間歩行した後などは緩みやすいので、特に注意すること。</p> <p>(5) 長さの調節後、軸方向に圧縮力をかけて、シャフトが縮まないことを確認してから使用すること。</p> <p>(6) グリップに取り付けられた紐は、体重を掛けて使用することを意図していないので、この紐に体重を掛けて使用しないこと。(ストラップ以外の紐状のものがグリップに取り付けられている場合に</p>	
--	--	--

	<p>限る)</p> <p>(7) 長さの調節方法。</p> <p>(8) 使用前後及び使用中にも各部を十分点検すること。けがの原因になるので、破損、変形等したものは使用しないこと。</p> <p>(9) 振り回すなど、他の人が危険な状態になる行為は避けること。</p> <p>(10) 石突きの先端部が鋭利になっているものにあっては、使用しないときは、保護キャップを付けること。特に、ザックにポールを取り付けて移動するときには、必ず保護キャップを付けること。</p> <p>(11) シャフトは横方向の力に対して破壊しやすいので、石突きを岩の割れ目に入れたり、ねじったりしないこと。</p> <p>(12) 使用、保守、点検方法。特に、次の点について具体的に記載すること。</p> <p>(a) 砂礫帯などで使用した後の保守、点検方法</p> <p>(b) 長期間使用しないときの保守、点検方法</p> <p>(c) 本体や構成部品の交換の方法</p>	
--	---	--

	<p>(13) S G マーク制度は、トレッキング用ボールの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(14) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	---	--